

5杉並第44915号

令和5年11月17日

株式会社 産業経済新聞社
代表取締役社長 近藤 哲司 様

杉並区総務部広報課長
松田 由美

抗議書

貴社の令和5年11月9日付け産経新聞朝刊において、「他人の性自認 無断公表 杉並区長『性の多様性尊重条例』自ら破る」との記事が掲載され、同様の記事がWEB上にも掲載されましたが、記事の内容に事実誤認があり、購読者及び視聴者に誤解を生じさせる内容となっています。

貴社は公平な立場に立つべきマスメディアでありながら、事実と反する偏った情報を発信したものと云わざるを得ず、同記事の速やかな訂正を求めるとともに、貴社の対応について12月1日(金)までに回答を求めます。なお、貴社の新たな取材については、ご回答をいただいた後にお受けいたしますので、ご了承ください。

1 当該議員が性別を非公表としている理由は、性別や年齢にとらわれず政治活動に取り組みたいとの考えからであり、性自認によるものではありません。

○11月9日の産経新聞朝刊「他人の性自認 無断公表 杉並区長『性の多様性尊重条例』自ら破る」(以下、【記事①】という。)、11月8日21:03に配信された産経新聞のニュースサイト「産経ニュース」(以下、【記事②】という。)及び同日21:05にYahoo!ニュースで配信された「他人の性自認を無断公表 東京・杉並区長『性の多様性尊重条例』自ら破る」(以下、【記事③】という。)については、表題及び本文中に、当該議員の性自認を公表したとの事実誤認の記載が複数あります。

○記事中の該当箇所は、【記事①】「杉並区の岸本聡子区長が、性別非公開としている区議の性自認をSNSで本人の了承を得ずに公表していたことが分かった。」、【記事②・③】「東京都杉並区の岸本聡子区長が、性別非公開としている区議の性自認をSNSで本人の了承を得ずに公表していたことが分かった。」です(下線部分)。いずれの箇所も、「性自認」は誤りであり、「性別」が正しい表記です。

2 岸本区長が当該議員に無断で公表したのは本人の性別であって、性自認ではありません。したがって、区長の行為はアウティングにはあたりません。

○貴社の記事にあるように(【記事①②③】)「この性別を公開された区議は産経新聞の取材には応じな

いとしたうえで、『私自身、今回の岸本区長の行為がいわゆるアウトイングにあたるとは思っていない』と述べている。)、当該議員自身が区長の行為はアウトイングにあたらないと明確に述べています。それにも関わらず、貴社が「性自認を公表した」との誤認に基づく記事を掲載しているため、購読者及び視聴者に対し区長がアウトイングをしたかのような誤解を与えかねない状況となっています。

○該当箇所は、【記事①】「杉並区の岸本聡子区長が、性別非公開としている区議の性自認をSNSで本人の了承を得ずに公表していたことが分かった。」、【記事②・③】「東京都杉並区の岸本聡子区長が、性別非公開としている区議の性自認をSNSで本人の了承を得ずに公表していたことが分かった。」です(下線部分)。

3 杉並区長が当該議員の性別を公開したことは、性の多様性条例の違反にはあたりません。

○上記2のとおり、区長が当該議員の性別を公表した行為はアウトイングにはあたらないことから、区長が「性の多様性条例」に違反しているとの報道は全くの事実誤認です。該当箇所は、【記事①】「杉並区長『性の多様性尊重条例』自ら破る」、【記事②③】「東京・杉並区長『性の多様性尊重条例』自ら破る」、【記事①②③】「自らが条例の趣旨にそぐわない行動を取ったといえ、区議会では批判の声も上がる。」です。

4 記事には「謝罪の対象には性的少数者は含めず、当該区議のみにとどめた」との記載がありますが、岸本区長が性的少数者に対し謝罪する理由はありません。

○上記3のとおり、区長の行為は「性の多様性条例」に違反したのではなく、性的少数者に謝罪する理由がありません。貴社の記事は、区長が自ら制定した「性の多様性条例」に違反し、性的少数者の安全を脅かしているにも関わらず、彼らに対し謝罪をしないかのような誤解を与えるものです。記事の該当箇所は、【記事①②③】「ただ、謝罪の対象には性的少数者は含めず、この区議のみにとどめた。」です。

【担当】

総務部広報課 03(3312)6855(直通)